

## 第6次市民参加制度調査審議会答申（案）

---

平成 25 年 11 月 18 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長

### 市民参加手続の実施運用状況の評価及び改善方策に関する答申

平成 24 年 9 月 4 日付石市声第 72 号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

#### 1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

##### (1) 平成 23 年度、平成 24 年度の実施状況について

審議会開催の公表漏れ 2 件及び条例の解釈の誤りにより市民参加手続に関する事項を公表しなかった案件がありましたが、概ね適正に実施されていると評価いたします。

また、具体的な内容として次の点を評価します。

###### ①複数の手法による市民参加手続の実施

審議会とパブリックコメントの二つの手法で行ったテーマが幾つかありました  
が、このような複数の手続の採用は望ましいと考えます。

###### ②市民が参加しやすい手法の採用

平成 23 年度には各種計画の改訂・策定の際にアンケート、ワークショップ、意見交換会が実施され、多くの市民参加がありました。また平成 24 年度には各地区防災計画の策定においてワークショップを 41 回実施し、1 回あたり平均 20 人の方が参加され、また意見交換会を行った 4 つの案件では、テーマ 1 件あたり平均約 60 人が参加されています。このことから、これらの手法は市民参加を進めるにあたり有効と考えます。

## (2) 市民参加手続を実施する意義について

市民参加手続には意見を募集するという役割の他にも、市民が市民の義務や責任を意識し、まちづくりに対する関心を参画する意欲を持っていただける機会になり得るという効果の他、市の情報開示という効果や、市が市民の意見を聴こうとする姿勢を伝える面も大きいと考えます。

また、市民が市民参加手続に参加している状況を広く伝えることは、更なる市民参加を促す効果を期待できるものと考えますので、継続して実施してください。

## (3) 効率面への配慮について

市民の声を聞くことは当然大切ですが、人件費や時間もかかるため、効率的にやらなければならないという面もあります。制度開始から10年を経過し、運用する職員の皆さんよりこの制度の重要性を様々な機会を通じて広く市民に伝えていくとともに、どういう方向でより効率的に多くの市民の声を聞くことができるか、担当課を中心に更なる検討を進めることを期待します。

# 2. 市民参加制度をより良い内容とするための改善方策

## (1) 市民参加手続の手法のあり方について

### ①パブリックコメント手続

案件によっては募集するテーマの専門性が高く難しい場合があり、市民は意見が出しづらいことがあるかと考えます。本手法を採用する際は、意見を募集する相手が一般の市民であることに十分配慮し、資料の内容について一般市民が読む立場で、図や絵などを用いて説明するなど分かり易く記載するよう努めてください。

### ②審議会

審議会では市の様々な行政活動が審議されているため、傍聴することは市民の行政活動への参加の1つの形であるとともに、審議会公募委員になるきっかけにもなりうることから、傍聴可能であることをよりPRした方が良いと考えます。

## (2) 市民参加制度調査審議会のあり方について

第5次審議会から出された答申を受け、本審議会には適切な委員数についての審議が課された訳ですが、これは審議会の役割をどう捉えるかということにかかってきます。

市民参加手続の実施運用状況の評価を中心に審議を行うという役割については、これまでの歴代の審議会から出された答申・提言を受け、諸課題は改善され、現時点において運用は安定しており、減員しても問題は無いと考えます。

しかしながら同様に条例において、本審議会の役割としては「行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項」の審議も規定されています。行政に対し意見を持つても伝え方が分からない多くの市民の存在や、効果的な市民の声の聴く手法の検討の必要性などは、これまでの第6次審議会の審議の中でも意見が出ており、市民の声をできるだけ行政に反映させ、市民参加制度をより良い内容とするための改善方策を検討するという役割については、今後も本審議会に求められているものは大きいと考えます。

以上の本審議会の役割に対する認識、現状の市民参加手続の安定した運営、そして本条例の制定時の考え方を踏まえ、この審議会の答申として、下記次のとおり条件付きで、条例の運用の範囲において試行的に減員して本審議会を構成することは適当であるという結論を出しました。

## 記

### (委員構成と委員数)

審議におけるバランスを考慮し、条例の規定で定められた選出枠から、学識経験者1名、団体推薦者2名、公募5名、市職員1名の計9名で構成する。

### (減員に当たっての条件)

- ・条例改正など、制度に関する重要な審議が必要になった場合には、条例の規定の範囲内で委員数を増員すること。
- ・今後、減員した状態でも本審議会の役割が過不足なく果たせると実証された場合には、該当条文の適切な改正を行うことを念頭に入れておくこと。またその際には、条例制定時の考え方を踏まえながら、かつその時の市民参加制度の状況に照らし合わせ、公募委員の人数など、委員構成の適切なあり方について検討すること。
- ・審議において引き続き、市民参加手続の実施運用状況の評価に加え、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項についても十分留意し審議すること。

### (3) 市民参加制度の推進

市民の中には、意見を持っていながら、市に伝えていない方が多いと考えます。市民の声を活かす条例の目的にあるように、市民が持つ知恵、経験、感性等がまちづくりに活かされ、市民と市がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向けて協働するような社会形成を目指すため、意見の積極的な把握及び市民が自発的に提出した意見の取扱いについて引き続き留意し、行政活動への市民参加を推進していくことを希望します。